

## 児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験一覧表

イ 相談支援業務	次の(1)～(6)に従事する者が、 <b>相談支援業務</b> に従事した期間		下線部を除外して3年以上 口と通算して5年以上
	(1)	一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、 <b>居宅介護支援事業、介護予防支援事業</b>	
	(2)	児童相談所、児童家庭支援センター、 <b>里親支援センター</b> 、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
	(3)	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
	(4)	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	(5)	学校（大学を除く）	
ロ (資格支援あり)業務	次のa～fに従事した者であって、次のいずれかに該当する者が、 <b>直接支援業務</b> に従事した期間		下線部を除外して3年以上 イと通算して5年以上
	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者		
	(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）		
	(3) 児童指導員任用資格者		
	(4) 保育士		
	(5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者		
(1)	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、 <b>里親支援センター</b> 、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの		
(2)	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <b>老人居宅介護等事業</b>		
(3)	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所		
(4)	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所		
(5)	学校（大学を除く）		
二 (資格なし)業務	ロ(1)～(5)に勤務する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 <b>直接支援業務</b> に従事した期間		下線部を除外して3年以上 通算8年以上
へ 国家資格者	次の①及び②のいずれにも該当する者 ①イ及びロを通算した「従事期間」から、イ及びロの下線部を通算した期間を除外して3年以上の者 ②国家資格による従事期間が通算して5年以上の者  医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士 <b>又は公認心理師</b>		

- (注)
- ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。  
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)
  - 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらもカウントして良い。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)

※ 国家資格の従事経験者も、原則、実務経験証明書が必要です。